令和2年5月19日

「中間的な論点の整理」における総論的事項に関する考察(素案)

(保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会)

2020(令和2)年5月19日

1. 総論的事項に関する議論の経過

- 本検討会では、第1回から第6回(2018(平成30)年5~9月)において 行われた構成員及び関係者(保育の事業者、事業者団体、自治体)による意 見発表と自由討議の内容を踏まえ、「中間的な論点の整理」を取りまとめた。
- この中で、保育の質の検討に当たっては、子どもを中心に考えることが最も基本的な視点として示された。その上で、保育の現場・地域・国において様々な主体により多層的に進められる保育の質の確保・向上に向けた取組が連動して展開されるよう、目指す方向性を明らかにし、関係者はもとより社会全体で共有することが重要であるとして、「我が国の文化・社会的背景を踏まえた保育所等における保育の質に関する基本的な考え方と、その捉え方・示し方」を、本検討会において議論を深めるべき「総論的事項」(※)に位置づけた。
- これを受けて、総論的事項に関する議論に資するよう、保育の質をめぐる国内外の研究や実践・取組の経緯及び現状等について知見を得るため、
 - ・諸外国における保育の質をめぐる動向(2018(平成30)年度)
 - ・日本における保育所保育の歩み及び子どもとその育ちの捉え方(2019(令和元)年度)

について、調査研究等を行った。

- これらの調査研究等の成果に加え、これまで本検討会に関連して行ってきた「保育実践事例集」の作成、「保育所における自己評価ガイドライン」の見直し、都道府県等における質向上の取組に関する実態調査等を通じて得られた示唆や知見も踏まえながら、
 - (1) 我が国の文化・社会的背景の下での保育所保育の特色
 - (2) 乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方に関連して今後 検討すべき課題
 - (3) 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方
 - の3点を軸に、総論的事項に関する議論を行った。本報告は、これら一連の 議論の主な内容を、本検討会における総論的事項に関する考察として取りま とめたものである。

※参考 「中間的な論点の整理」(2018(平成30)年9月26日)

2. 現時点で考えられる「検討の方向性」 (1)総論的事項

(保育の質に関する基本的な考え方等の明確化・理解の共有)

<検討の方向性>

保育の質の確保・向上を図るためには、保育現場・地域・国といった様々な主体による多層的な 取組を総合的に推進していくことが必要である。また、各種取組が相互に連動し、全体として機能 するためには、養護と教育を一体的に行うことをその特性とする保育所等の保育に関して、「『質の 高い保育』とは、どのようなものか」、「どのようなことに価値を置き、何を目標にするか」と い った、保育の各現場における創意工夫ある保育実践に際して念頭に置く方向性を明らかにするとと もに、こうした方向性について、保育の関係者はもとより、社会全体で理解を共有することが求め られる。このため、我が国の文化・社会的背景を踏まえた保育所等における保育の質に関する基本 的な考え方などについて議論を深める。

(具体的な検討事項)

▶ 保育の質をめぐる国内外の様々な研究や議論、取組の動向等を踏まえた上で、前述した「基本的な視点」を念頭に置いた、我が国の文化・社会的背景の下での保育所等における保育の質に関する基本的な考え方や、その具体的な捉え方・示し方 等

(主な意見)

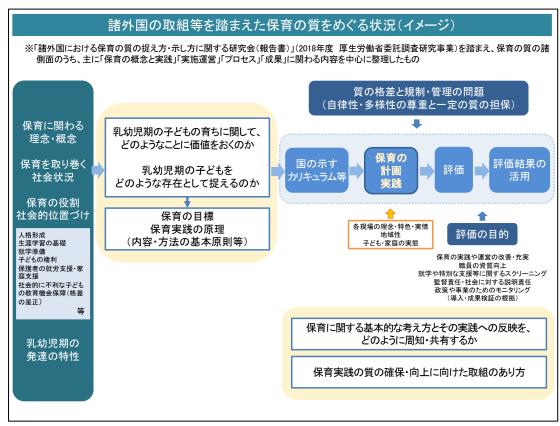
- 保育の質は、社会・文化における保育の機能や方向性の捉え方等に依拠するとともに、保育所の職員、組織、自治体、国の仕組みや取組が相互に連動し、多様な要素が関わって成り立つものであり、質の高い保育は、これらの全体がうまく機能することによってもたらされる。
- 保育の質については、諸外国でも様々な議論がなされているが、日本の文化や社会的背景の下での保育の質を考えることが重要。例えば、遊びとともに子どもの「生活」の中での育ちを大切にしてきたことや、保育者が子どもを「観察する」といった距離感ではなく、自らも子どもとともに遊ぶ中で身体的・感覚的に子どもの状態や思いなどを捉え、保育の展開を考えていくと いったことは、日本の保育の特色。こうした特色を踏まえ、質をどのようにして高めていくか議論すべき。
- 保育の質の確保・向上に関わる様々な取組が考えられるが、それらについても、その「質」をどのようにして担保するかが重要。取組の方向性が偏ったものになってしまったり、最新の知見や子ども・家庭の実情などから離れてしまったりすることのないよう、保育の質の確保・向上を図る前提として、保育所保育指針に示す保育の基本的な理念に基づいて、目指すべき方向性をしっかりと持つことが必要。
- 保育の質は、多元的なものであり、一義的に捉えるのは難しく、ある一つの「質の高い保育」の モデルを示して、それをコピーしていくということではない。保育の各現場において、それぞれ の実情に応じた質を高めるための取組を主体的に考え、実施していくことが重要。そうした前提 の下で「質の高い保育とは何か」ということについて、継続的に議論していくことに意味がある。
- 保育の質をどのように捉え、具体化するかについては、ベストプラクティスを示すというより、質の向上に向かうプロセスの全体を示すべき。最初はなかなか上手くいかなかったり、途中で課題が出てきたりしたことなどを含め、様々な取組のプロセスやその中で当事者が感じたことなどを具体的に示すことが必要。そうすることによって、様々な保育の現場において、「自分たちにもできそう」といった興味を持ち、事例を参考にしながら、各現場に合わせた取り組み方について対話していくことが可能になる。

2. 調査研究等により得られた主な知見

(1)諸外国における保育の質をめぐる動向

- 保育の質の確保・向上に向けて様々な取組が進められている諸外国(ニュージーランド、イングランド、アメリカ、スウェーデン、ドイツ、ノルウェー、韓国、シンガポール、台湾)を対象に、各国の状況の全容を把握するため、学識経験者による研究会を置き、保育に関する文化・社会的背景、制度・政策、指針・カリキュラム(目標・内容・方法の基本原則等を示すもの)、評価等について、文献・資料により現状及び背景・経緯を概観し、各々の取組の成果・課題の整理と考察を行った。
- この結果、保育制度・政策や質の確保・向上に向けた取組のありようの全般に、子どもの福祉・教育に関する基本理念、保育施設の役割として重視されていること、行政による統一的な規制・管理と現場及び地域の多様性や裁量の関係についての考え方など、その国の保育に関する理念・価値観や社会全体の構造・趨勢が関わっていることが明らかとなった。各国の特色ある仕組や取組を参考としながら、日本における保育の質の考え方等を議論していく上で、質を支える様々な要因を個々に見ていくだけでなく、社会的な文脈・背景を踏まえ、全体として捉える視点を持つことの重要性が改めて示された。
- 指針・カリキュラムに関しては、近年、乳幼児期の保育とその質に対する国際 的な関心の高まりや社会の急速な変化に対応して、何を・どのように育んでい くのか、従来の内容を見直す必要に迫られ、模索する動きが各国で見られる。
- こうした中で、現場の実情を踏まえた議論においては、特に3歳未満児の発達に即した保育のあり方(低年齢児期固有の特性に応じた内容や配慮、3歳以上児の保育との連続性など)や、子どもの多様性を包摂する枠組みを検討し、提示していくことが、多くの国で共通した課題となっていることが示唆された。
- 一方、保育の評価に関しては、実施の体制・方法及び使用するツール(指標等)、評価の目的と結果の用い方(公表の仕方、結果に基づく規制・管理やインセンティブなど)、評価者の立場・権限等が、国によって多様であった。背景に、社会全体の状況や行政によるガバナンスのあり方の違いが存在する。
- また、指針・カリキュラムと評価の内容がどの程度一貫・対応しているか、 指針・カリキュラムにおいて何を目標として示し、またそれをもとに何につ いて評価を行うか(保育実践、子どもの発達や学びなど)といった点でも、 国によって異なる特色が見られた。指針・カリキュラムと評価のいずれにつ いても、全体として、近年はある時点での状態や到達度よりもプロセスを重 視する傾向がうかがわれた。

- 各国の保育の評価をめぐる課題や動向を通じて、
 - ①現場・地域における質の格差を是正しつつ、各々の実態に即して創意工夫 を活かした実践の豊かさを捉え促す評価の仕組
 - ②評価に対する負担感や評価の形骸化を避け、現場の保育者にとって効力感や納得感の得られる評価の方法
 - ③評価の妥当性や信頼性を担保するための評価者の立場・専門性と評価のプロセス
 - ④保護者や自治体担当者、小学校教師など多様な関係者が保育実践と子ども の育ちを理解することに資する評価の内容・結果の提示や活用の仕方 といった観点から、評価のあり方を検討する必要性が示された。
- これらのことを踏まえ、今後日本においても、指針・カリキュラムに示される保育の基本的な考え方がより広く浸透するとともに、それが現場において各々の実情に即して実践と着実に結びつくよう、保育の質の確保・向上に関わる評価等の取組とそれを支援する仕組の構築・展開を検討していくことが重要とされた。またその際、特に必要と考えられる課題として、多様な関係者が参画しともに考える仕組づくりや、現場と協働的な関係のもとで保育の質を継続的に捉え支えていく人材の育成・供給といったことが挙げられた。



第7回(2019(令和元)年5月27日)資料1-2より

(2) 日本における保育所保育の歩み及び子どもとその育ちの捉え方

○ 日本の保育所保育の特色に関して、その背景や拠りどころとなっていることを、時代による変遷・経緯も含めて探ることを目的に、学識経験者による研究グループを編成し、保育・児童福祉・幼児教育・発達心理学等の領域を専門とする学識経験者と保育実践経験者からヒアリングを行い、保育の制度や実践に関わる理念・思想とその歴史的経緯、乳幼児期の発達や学習、保育の実践の質向上に向けた現場の取組や保育者の意識等に関する知見を得た。これらの内容は語り手の主観的な視点を切り離すことができないものである点を考慮した上で、研究グループによる検討を加え、保育所保育の基本的な考え方の基盤と背景、保育所保育の営みが持つ特徴、保育実践に携わる立場から捉えた保育という3つの観点から整理・再構成を行った。

(保育所保育の基本的な考え方の基盤と背景)

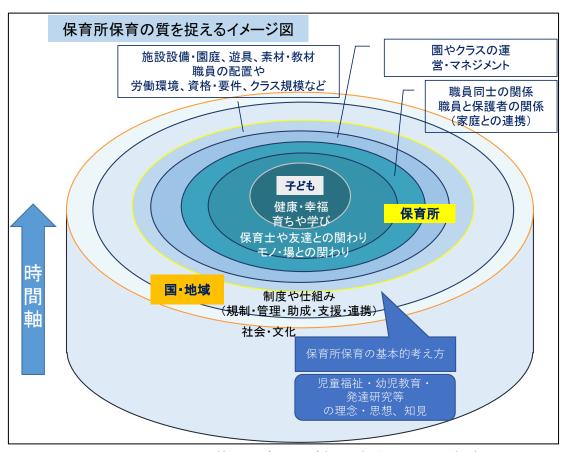
- 保育所においては、児童福祉施設としての理念と使命のもと、乳幼児期の子どもが日々生活する場として、その心身の健全な発達を図る目的から、発達研究の理論・知見や幼児教育の考え方も踏まえ保育が行われている。これら保育所保育と深い結びつきをもつ児童福祉、発達研究、幼児教育の各領域における子どもとその育ちの捉え方には、時代とともに新たな視点が加わったり転換が図られたりしてきた。
- 児童福祉の観点では、今日、子どもは単に大人によって保護されるべき対象としてではなく権利の主体として捉えられている。1994(平成6)年に批准された児童の権利に関する条約の精神に則り、我が国における児童福祉の理念として、全ての子どもは適切な養育を受けることや健やかな育ちと自立が図られること等を等しく保障される権利を有する存在とされ、その福祉については子どもの最善の利益を優先して考慮し、保護者とともに社会全体で支えていくことが求められている。
- また近年、人の発達について遺伝的影響など生物学的・医学的基盤に関する 科学的な解明が進む一方で、発達を捉える理論的な枠組みにおいては、個人 の能力の発現や変化にのみ着目するのではなく、個人の生得的要因とその人 を取り巻く対人的・物理的・社会文化的環境とが相互的・複層的に様々な影 響を及ぼし合う中で成り立つものとして見ることに重点が置かれている。発 達の道筋についても、膨大な要因が複雑に影響し合い変容が生じる過程の全 体に目を向けることで、ある程度の範囲では方向性や順序性を共有しつつも、 人それぞれに相当な多様性があるものとして捉えられるようになっている。

- さらに、発達研究の進展により、乳幼児期の発達において身近な他者との愛着関係が極めて重要であること、社会情動的な側面や認知的な側面など発達の各側面が密接に関係しており、特に子どもは人との日常的な関わりや遊びの中で学ぶことが非常に多いという特徴があることなどに関して、実証的な知見が蓄積されてきた。
- こうした乳幼児期の発達の特性とその後の学びや生活へのつながりを踏まえ、保育において子どもの発達をどのように支え促していくかということについては、幼児教育のあり方をめぐる議論と重なるところが大きい。我が国における幼児教育の文脈では、子どもの自発性を尊重することと保育者の教育的な意図を実現することの関係を一つの主軸として議論が重ねられてきた。「環境を通して行う」ことなど幼児期の教育が持つ特色に関して、現場の中でも、また家庭や社会、小学校に対しても、どのように理解を共有し具体的な実践や小学校教育との接続等を考えていけばよいのか、様々な検討や取組が行われてきた経緯がある。
- これらの理念・思想や研究の進展を踏まえた子どもとその育ちを捉える視点は、保育所保育指針の策定及び各改訂(定)時に記載内容へ反映されてきた。 同時に、保育所保育指針の変遷からは、時代とともに社会全体と家庭の生活の中で生じる様々な課題やニーズに応じて、保育所に求められる役割や機能が拡大・変容してきたことも読み取ることができる。保育所保育指針の策定及び改訂(定)の経緯を通して、保育所保育が社会や家庭との関係の中で常にそのありようを問われ続けているものであることが改めて示された。

(保育所保育の営みの持つ特徴)

- 子どもを中心に置き、現場における保育実践の中で生じる様々な相互作用、保育所と家庭・地域・社会の関わり、さらにこれらの時間的経過を俯瞰的に捉えた上で、保育所保育の営みが持つ特徴や課題とされること等に関する議論の内容を検討した結果、「総合性・一体性」「個別性・応答性」「連続性」の3つの視点を切り口として、以下のように整理された。
- 総合性・一体性:保育所保育においては、乳幼児期の子どもとその発達の特性に基づき、子どもへの援助や保育の環境、子どもの経験、育みたい資質・能力などを、いずれも実践場面では様々な要素が分かちがたく結びついて成り立つものとして捉え、保育が行われている。特に「養護と教育の一体性」は、保育所保育の特性として、保育所の制度的な位置づけに関する議論とも連動する形で早くから議論が重ねられ、今日多くの保育関係者に自明のこととして受け止められている。一方で、こうした総合性・一体性に基づく保育の具体的な実践に関しては、それをどのように意識化・言語化するかということとあわせて模索が続くとともに、現場によっては未だ理解の不足や混乱が見られる場合もあるなど、現状においても課題があることが指摘された。

- 個別性/応答性:保育の現場では、一人一人の意思や人格を尊重するという 根幹的な理念が、実際の子どもとの関わり合いを通じて保育者自身の子ども や保育に対する思いにもつながっている。また、発達の個人差が特に大きい 乳幼児期に、多様な子どもが集団で日々生活をともにし、育ち合う場として、 保育者には個に応じた関わりや配慮が求められる。その上で、保育者が子ど もの理解に基づく見通しや意図を持ちながら、子どもの体験が主体的・自発 的なものとなるよう、応答的に保育が展開されていくことが重視される。現 場の実践において、保育は保育者と子どもがともにつくっていくものである という理解を広く共有していくことの重要性が改めて示された。
- 連続性:保育所保育と子どもの育ちを、一日の生活や日々の経験、生涯にわたる発達、時代など様々な時間軸における連続性や、家庭と保育所・地域・社会といった子どもの暮らしとそれを取りまく場全体の面的なつながりの中に位置づけて捉えることにより、現代における保育所保育の多層的な意義や重要性とともに、環境が大きく変わる移行期の保育や家庭との連携及び子育て支援など、今後さらに検討が必要になると考えられる課題が示唆された。子どもとともに保育所も様々な関係の網の目の中にあり、社会全体で急速かつ大きな変容が進む中で、常に理念に立ち戻りつつも、現状と実態に即して保育所保育の実践のありようを考えていくことの必要性が指摘された。



第9回(2020(令和2)年5月19日)資料1-2より

(保育実践に携わる者としての保育観)

- 保育実践や保育所の運営に携わってきた立場の方々によって語られた内容を統合・整理した結果として、保育者の保育所保育や保育の仕事に携わるということに対する思い・考えと、それらの形成や変化に大きく関わり保育者としての成長を支える同僚・施設長との関係性や職場環境の重要性が示された。それぞれの語り手固有の経験に基づく内容であるため、必ずしも保育者の意識や経験に関する全容の把捉や一般化ができるものではないが、多くの経験を重ねてきた保育者たちによる語り全体を通して、保育所保育のありようを捉える上で、個々の保育者にとっての実体験が持つ意味を考慮することの意義が提示された。
- 保育者は、子どもとの出会いや、職場の同僚や保護者との関わりの中で、子どもを一人の人間として尊重することの大切さや保育の面白さを実感し、保育という仕事に自身の生きがいや役割、社会的な使命や価値を見出していく。一方でその過程では、「母性」が求められる職業、「ただ子守をするだけ」「子どもと『遊んで』いるだけ」といった、保育所保育への社会的な理解や認識の不足、保育の仕事への低い評価に対する葛藤や、自身の保育者としての力量に関する自信の喪失、人間関係やライフステージの変化に際しての家庭生活との両立など一人の人間としての悩み等、様々な困難にも直面する。多くの場合、それらを乗り越える上で特に大きな支えとなった存在として、職場の上司や先輩・同僚が挙げられた。
- 周囲の人との出会いや関わりに支えられて保育の仕事を続ける上での困難を 乗り越える体験は、保育者としての成長やアイデンティティの形成につながる 一つの転機ともなっていた。また、こうした体験を経てキャリアを重ね自身の 専門性を高めようとしていく中で、保育所保育の社会的な発信や保育者の地位 向上といったことも意識されるようになり、園全体や地域、さらにより広い範 囲で保育の質の向上を進める主導的な立場を担うようになる姿も見られた。
- 保育所保育において、職員の間に互いに支え高め合う関係性が築かれることが、 保育者の成長と園全体の保育の質の向上に大きく関わることが改めて明らかと なった。さらに、こうした職場環境の醸成に向けて、職員間の対話や働き方のマ ネジメント、園内研修や園外における学びの機会が求められており、その実現に は特に施設長の果たす役割が大きいことが指摘された。一方で、様々な職員がい る中で施設長が自身の思いや考えを伝え職員全体と方向性を共有し、組織をつく りあげていくことの難しさや、研修機会の確保の厳しさ等の課題も挙げられた。
- 一連の成果のまとめとして、今後、保育所保育のあり方とその質について考えていく上で、保育に関わる理念や研究から理論的に導かれる知見と、実践における保育者の体験や実感の両面を照らし合わせながら検討することが極めて重要であることが提言された。

3. 本論

(1) 我が国の文化・社会的背景の下での保育所保育の特色

- 保育所保育においては、乳幼児期を「生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期」として、入所する子どもの最善の利益を考慮し、子どもが「現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」ために、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。これを踏まえ、保育士等には、日々の生活や遊びの中で子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの思いや願いを受け止めるとともに、子どもの主体的な活動を重視し、計画的に環境を構成することや応答的に関わることなどが求められている。
- こうした保育の目標及び内容・方法については保育所保育指針に示されており、 その内容を保育士等が理解し、実践に反映させることが重要である。
- また、保育士等が保育の実践において子どもへの共感的・受容的な関わりを特に大切にしている¹ことは、日本の保育に見られる特徴の一つと考えられる。
- このような乳幼児期の発達の特性に即した保育のあり方は、実践における保育 士等の子どもの理解とそれに基づく意図や配慮を、保育士自身が言語化して示 したり、他者がその場面のみを見て捉えたりすることの難しさにもつながって いる。
- このため、一部の保育の運営主体や現場の職員、保護者の中には、一人一人の子どもの人格を尊重した関わりや保育所における幼児教育の目標・内容・方法など、保育所保育指針の内容とその具体的な実践への反映の仕方について、十分に理解が浸透していない状況も見受けられる。保育実践の質の確保・向上には、現場の保育士等だけでなく、運営主体の職員や保護者も含め、保育所保育の特色と基本的な考え方に関して理解を共有することが必要である。保育の専門性を持たない人にもより広く理解が浸透するよう、わかりやすい形で社会的に発信していくことが求められる。
- さらに、保育所保育においては、発達が特に著しく個人差も大きい0~6歳の子どもが、同年代の子どもたちとともに生活時間の大半を過ごすことを踏まえて、集団の生活の中で一人一人の個性や発達の状態に即した関わりや配慮が必要となる。保育士には、集団全体の状況を捉え、子ども同士のやりとりに目を配り、集団全体にとって安全で安心して過ごせる環境をつくり出すとともに、それぞれの子どもが自分を肯定する気持ちを十分に育むことができるよう、

9

¹ 保育所の保育士を含む国際幼児教育・保育従事者調査 2018 (OECD, 2019) の結果では、日本の保育者が「子供の遊びに加わっているとき楽しそうにする」「話をしたり聞いたりするときは子供の目線に合わせる」こと等について「非常によく当てはまる」と回答する割合が特に高いことが報告されている。

個々の子どもの理解に基づく保育を行うことが求められる。

○ 保育の理念や基本的な考え方を実践に反映するために、保育士等には各々の現場の実態に即した創意工夫やその時々の子どもの状態に応じた判断・対応が必要となる。そうした実践の中で発揮される専門性の習得や向上には、実際の保育の経験とそれを踏まえて学ぶ機会、さらに学びを支える環境や人材が重要である。また、保育所保育は食事・排泄・休息等の場面を含めて日々長時間にわたり行われること等を踏まえ、保育士をはじめ様々な職員の専門性を活かした連携・協働とその適切なマネジメントが特に必要となる。

(2) 乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方に 関連して今後検討すべき課題

- 保育所は入所する子どもの福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であり、保育所保育は一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を踏まえ、発達過程に応じて行うことが求められる。児童福祉の理念及び幼児教育の内容・方法等に基づく保育の基本的な考え方を常に原点としつつ、子どもと家庭を取り巻く社会状況の変化に即して、保育実践の質の向上の観点から、保育の環境や保育士等による援助と配慮のあり方等について、今後より具体的に検討を進めるべき課題を整理することが必要である。以下に、現時点で挙げられる課題について示す。
- 3歳未満児の保育: 低年齢の保育利用児童数が急速に増加したこと等を背景に、2017(平成29)年3月に告示された保育所保育指針には、乳児及び1歳以上3歳未満児の保育におけるねらい及び内容が示された。また、この時期の発達において特に重視される身近な大人との愛着関係の形成をはじめ、認知・言語的な発達に関しても、近年研究の進展により様々な知見が蓄積されている。これらを保育の環境や集団の構成、子どもに対する配慮や関わり、保育士等の連携体制、家庭との連携及び保護者支援等にどのように反映することが考えられるか、具体的な検討が求められる。
- 特別な配慮を必要とする子どもの保育:障害のある子どもや外国につながる子どもなど、多様な背景やニーズを持つ子どもの保育については、自治体や現場において様々な取組が進められているが、状況や認識には差が見られ、保護者に対する支援とあわせて検討が必要である。保育所において、子どもたちが集団での生活をともにする中で互いに育ち合うことと、一人一人の多様性に応じることの両面について、保育士等に求められる対応に関する基本的な考え方を共有した上で、現場での活用に資するよう、在籍期間の前後を含めた過程に沿って具体的な留意事項や環境面の工夫、関係機関との連携、行政等による支援の活用例などを示す必要がある。

- 移行期の保育と接続:保育所入所の時期、3歳未満児クラスから3歳以上児 クラスに替わる時期、小学校就学の時期など、子どもにとって特に周囲の環境や一日の生活の流れの大きな変化を経験する時期の保育においては、一人 一人の健康や情緒の安定に特に配慮が必要となるとともに、発達の連続性を 踏まえ、それまでに育まれてきた資質・能力が次の時期の育ちへとつながる よう、保育士等・保護者・小学校等の関係者間で連携を図ることが求められる。特に小学校教育との接続については、小学校との連携・交流とともに、 幼稚園や認定こども園等も含め地域の幼児教育施設全体で進めていくことが 重要である。長期間にわたり保育所に在籍する子どもも多いことを踏まえ、 子どもの発達や生活の連続性を支える保育のあり方と、関係者間での連携に 関する検討が必要である。
- 保護者に対する子育て支援:家庭における生活の多様化が進む中、子育てに関して保護者の置かれている状況やニーズもそれぞれに異なり、保育所の特性を生かした子育で支援のあり方に関して、各々の状況や現場の実情に即した具体的な方法・配慮の検討が求められる。子どもの姿や保育について保護者と理解や情報を共有することが、保育士等の子どもの理解を深め、保育の質の向上にも資することを踏まえた上で、特に個別の支援が必要な家庭に関しては、早い段階で状況を把握し、保育所内及び地域の関係機関との連携を図ることが重要である。これらを踏まえ、子育で支援に関する保育士等の専門性とその向上のあり方について検討が必要である。

(3) 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

- 保育内容等の評価や研修など保育の質の確保・向上に向けた取組が、より現場における実践の改善・充実に実効性のあるものとなるために、保育士等をはじめ様々な関係者が保育所保育指針の内容について理解を深め、これを共通の基盤としながら、各々の取組が一貫性あるものとして実施されることが重要である。
- また、保育実践の質を捉える上では、子どもの健康・安全の管理に関することや、一人一人の人権・人格の尊重に関わることなど、一定の指標や基準に照らして適切に行われているか確認することが可能な側面と、実際の保育と子どもの姿から様々な意味や可能性を見出し今後の援助のあり方を探っていくことが求められる側面がある。全ての現場において保障されるべき質の担保と、多様な実態に応じた各々の現場や保育士等による創意工夫に資することの両面を踏まえて、各取組の具体的な実施方法等を検討する必要がある。
- その上で、様々な取組において、保育士等一人一人が主体的・継続的に関わ

ることを支える職場の環境づくりと、保育所内外から多様な視点を得ながら 保育所保育指針に示される理念や保育の目標・内容・方法等に基づく具体的 な環境の構成や子どもに対する関わり、配慮のあり方を検討することが求め られる。こうした取組を進める上では、施設長や主任保育士など、現場のリ ーダーとなる職員の果たす役割が特に大きい。

- また、各現場の実情や保育の流れなどを理解した上で、保育士等及び組織全体の自らの保育に関する気づきや理解を引き出すよう働きかける形で支援を行う人材が、地域の資源として存在することが非常に重要である。各地域において、こうした人材の育成や配置を進めていくことが求められる。
- 一方、保育所を取りまく地域の状況や保育所の運営主体となる法人等とそのもとでの施設の規模・組織体制はそれぞれ多様であり、特に近年は新規に保育所の運営に携わる運営主体や新設された保育所が増加していることなどにより、保育所保育指針に基づく実践の質の確保・向上に向けた意識や取組の実施状況には、現場によって差が見られる現状がある。運営主体の経営者や本部の職員、現場の施設長をはじめとするリーダー層の職員、一般の保育士等の間で保育所保育指針に基づく保育実践について理解や認識の違いがあり、そのために現場が自律的に保育の質の確保・向上に取り組んでいくことが困難となる場合もある。現場だけでなく運営主体の経営者や本部の職員等を含め、組織全体で取組を進めていくことができるよう、共通理解を図っていくことが重要である。
- こうしたことを踏まえ、各自治体や団体等による取組の推進・支援体制の活用 や充実を図るとともに、個々の法人等・施設内のみでなく、施設の種別や運営 主体の別を超えて地域全体あるいは地域間で、保育所保育指針等に関する共通 理解を図り、各々の実情に即した具体的な実践やマネジメントのあり方を学び 合うことのできる互恵的なネットワークを構築していくことが求められる。

4. 今後の展望

- 子どもの最善の利益を考慮し、養護と教育を一体的に行うことなど保育所保育の基本的な考え方やその前提となる子どもの捉え方について、保護者や保育の専門性を持たない運営主体の経営者や本部の職員等をはじめ広く理解を促進するため、保育所保育指針に関する社会一般に向けた周知・啓発を進めることが必要である。
- また、明示化・言語化することが難しいとされる保育の実践のプロセスを、保育士等が自身でより深く捉え、保育の改善・充実や発信へとつなげていくことができるよう、保育内容等の評価の充実が求められる。その際、関係者による評価への関与や第三者評価、研修や公開保育等の機会も活用し、自己評価の結

果をより多面的に検討することが、評価の妥当性・信頼性を高めることに資することを踏まえ、これらの取組が相互に関連性を持ちながら展開される具体的・効果的なあり方を、具体的な事例を通して検討し、地域や現場で共有していくことも重要である。

- 本考察の取りまとめを踏まえて、さらに検討が必要な事項については、引き続き様々な場で議論を進めることが必要である。あわせて、保育所保育指針に基づく保育の実践等に関して、共通理解や意見交換の場・機会をつくり、現場の実状や課題となっていることについて全体的な状況や先駆的な取組等の情報を把握・共有し、各々の現場の取組に還元していく仕組みの構築が求められる。
- 現場によって保育の質の確保・向上に関する意識や状況が様々に異なる中で、それぞれの実態に即して自律的に取組を進めていくことに資するよう、地域全体で行う取組の推進が求められる。また、現場の保育士等主体の取組や効果的な園内研修・公開保育の実施を支援するとともに、保育の質の確保・向上に向けた地域のネットワークづくりや運営を担う人材の育成・配置を進めていくことが期待される。